

重症患者認定基準の変更について

1 現行の「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」

- 二 令第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

イ （略）

- ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であって、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析を含む。））を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
<u>先天性代謝異常</u>	<u>知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの</u>
<u>神経・筋疾患</u>	<u>発達・知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの</u>
<u>慢性消化器疾患</u>	<u>気管切開管理又は挿管を行っているもの</u>
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の治療状況等の状態に該当するもの
<u>皮膚疾患</u>	<u>発達・知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの</u>
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの

（平成 26 年 厚生労働省告示第 462 号）

2 疾患群ごとの重症患者認定基準（治療状況等の状態）変更案

○先天代謝異常

「発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの」

（理由）

他の疾患群（神経・筋疾患、皮膚疾患）との並びをとり、知能指数検査ができない患者について発達指数検査によっても評価できるように修正する。（小児科学会要望）

○神経・筋疾患及び皮膚疾患

「発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの」

（理由）

記載内容を明確化する。

○慢性消化器疾患

「気管切開管理又は若しくは挿管を行っているもの、3 ヶ月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの」

（理由）

慢性消化器疾患において、疾病群の特性に合わせたより適切な「治療状況等の状態」となるよう修正する。（小児科学会要望）